

1 策定の背景と趣旨

国の「健康日本21」に対応し、本市では、市民の健康づくりに関する目標と方向性を明確にする「健康くまもと21基本計画」を策定しており、今年度に国が策定した次期プランを受けて、本市の同計画を新たに策定するもの。なお、次期計画においては、乳幼児から高齢者までのライフコース全体にわたって総合的に健康づくりを推進するため、「健康増進計画」、「食の安全安心・食育推進計画」、「歯科保健基本計画」を一体化して策定する。

2 計画の期間

令和6年度(2024年度)～令和17年度(2035年度)の12年間
※健康日本21(第3次)の中間評価にあわせて見直しを行うとともに、4年毎に見直す本市総合計画と政策の整合を図る。また、社会情勢の変化等、必要に応じて見直しを行う。

3 基本理念・基本方針等(目指すもの・全体目標など)

(1)めざすもの(理念)

「全ての市民が生涯を通して住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせる持続可能なまちの実現」
※現計画は、「全ての市民が生涯を通して、住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちを市民と協働でつくる。」

・国の健康日本21(第3次)では「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョン案としていることを踏まえ、乳幼児期から高齢期までの健康を保持・増進するために、健康なまちづくりを総合的に推進していく。

(2)全体目標 『健康寿命の延伸』

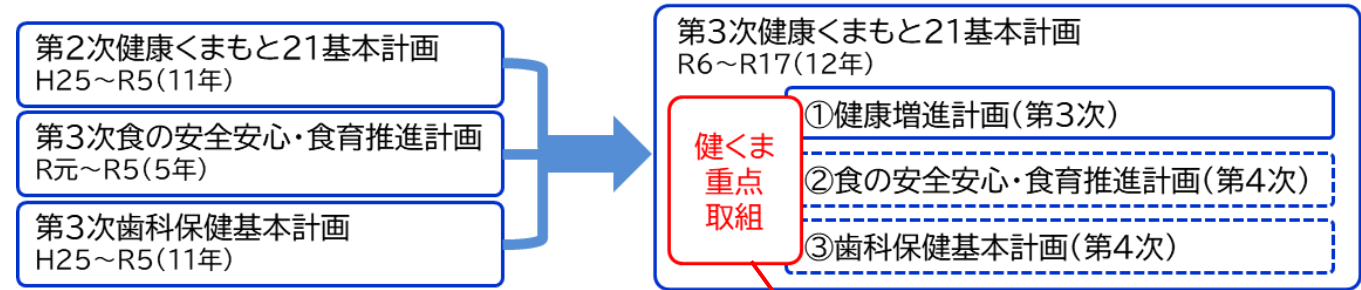
全ての市民が生涯を通して住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせる持続可能なまちの実現のため、個人の行動と健康状態の改善に加え、個人をとりまく社会環境整備や、その質の向上を通じて健康寿命の延伸を実現する。

指標名	基準値	目標値
健やかにいきいきと暮らしていると感じる市民の割合	48.4% (令和4年度)	65.0% (令和17年度)
自ら健康づくりに取り組んでいる市民の割合	66.4% (令和4年度)	82.0% (令和17年度)
日常生活に制限のない期間の平均(健康寿命)	熊本市の健康寿命 男性72.57年、女性74.54年 (令和元年度) 熊本市の平均寿命 男性82.30年、女性88.30年 (令和2年度)	平均寿命の 増加分を上回る 健康寿命の増加 (令和17年度)

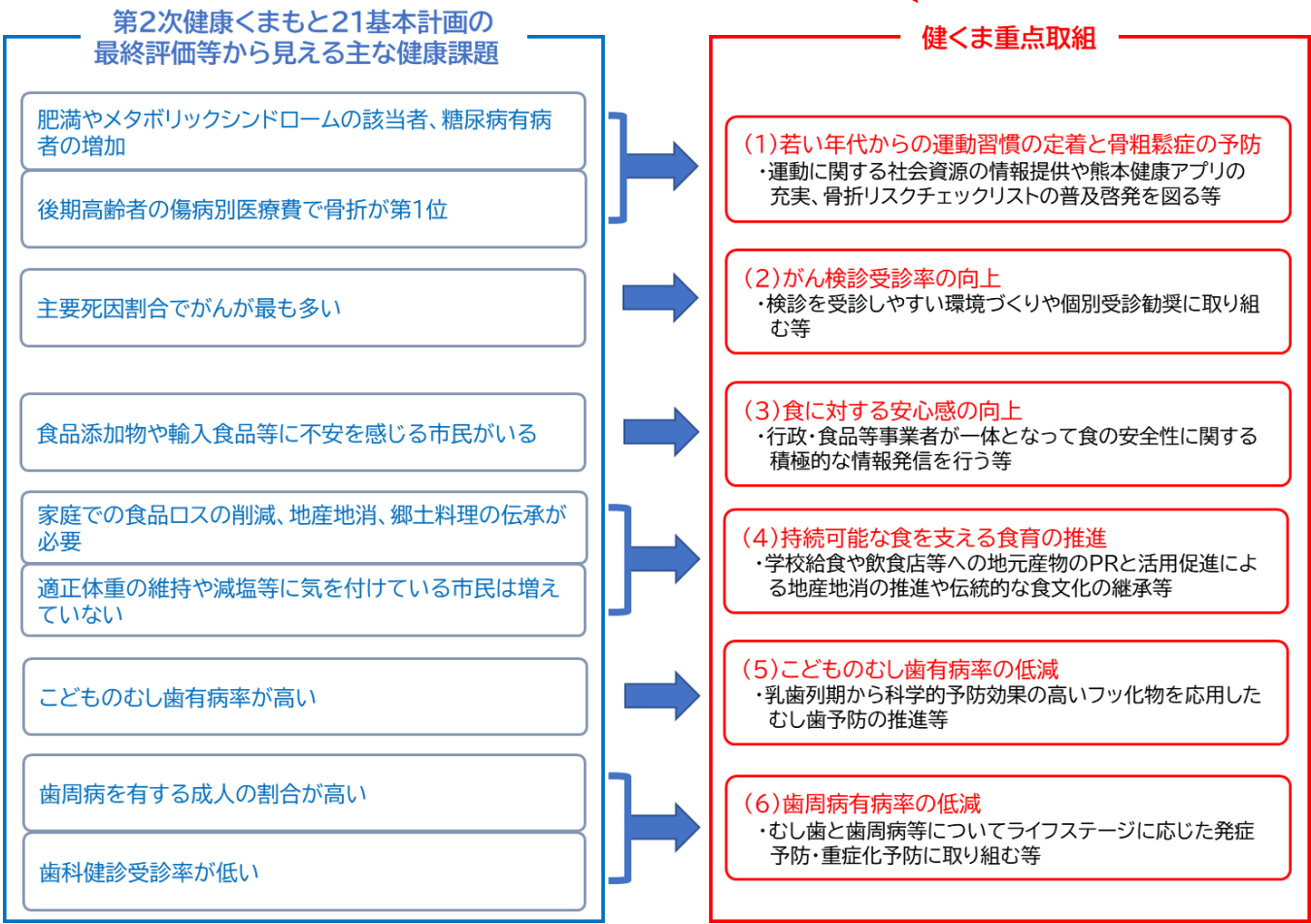
(3)全体方針 ①健康意識の醸成 ②健康分野における地域コミュニティづくり

4 重点取組

関連する3つの計画を一体的に策定するにあたり、それぞれの計画から本市の重要な課題に対応する取組を抽出し、重点的に取り組むものとして新たに設定した。



平均寿命の増加よりも健康寿命の増加が小さいという本市における健康寿命の現状に関する要因となると考えられる指標の最終評価や健康データから見える主な健康課題に対応して、「健くま重点取組」を設定



5 施策の展開

① 健康増進計画（第3次）

1 生活習慣の改善と環境づくり (1)食の安全安心の確保と食育の推進 (2)身体活動・運動の促進 (3)休養の促進 (4)飲酒の抑制 (5)禁煙の支援と受動喫煙防止 (6)歯・口腔の健康づくりの推進	2 生活習慣病の発症予防と重症化予防 (1)がん予防等対策 (2)循環器疾患対策 (3)糖尿病対策 (4)CKD(慢性腎臓病)対策
3 健康になれるコミュニティづくり (1)校区単位の健康まちづくり (2)健康づくりを支えるボランティアの育成・支援 (3)企業・大学等の健康づくり活動の促進 (4)こころの健康づくり	4 ライフコースアプローチをふまえた健康づくり (1)こどもの健康づくり (2)女性の健康づくり (3)働き盛り世代の健康づくり (4)高齢者の健康づくり

② 食の安全安心・食育推進計画（第4次）

【食の安全安心の確保】	
1 生産・流通・消費の各段階における食品の安全性の確保 (1)生産段階における食品の安全性の確保 (2)製造、加工、流通、販売の各段階における食品の安全性の確保 (3)食品などの検査 (4)消費段階における食品の安全性確保 (5)熊本の食に関する文化や製品の振興に向けた安全性の確保	2 食品等事業者の自主衛生管理の推進 (1)HACCPの定着 3 国・県・他市町村・庁内関係部署及び食品関係機関との連携 (1)健康危機管理体制の充実及び強化 (2)食品の安全性確保のための連携
4 消費者・生産者・食品関連事業者及び行政の相互理解・信頼関係の確立と推進 (1)市民意見の施策への反映 (2)市民自らが食の安全性を判断して選択できる環境の充実 (3)食に関する相談窓口の充実 (4)食品等事業者との情報の共有	5 食育を通じた食の安全安心の確保（共通） (1)災害に備える食を含めた、食の安全性や栄養等に関する理解の促進

② 食の安全安心・食育推進計画（第4次）つづき

【食育の推進】

- 1 「市民自らが育む食」への理解と健全な食生活の実践

 - (1)家庭における食育の推進
 - (2)学校、保育所等における食育の推進
 - (3)地域における食育の推進
- 2 健康意識の程度に関わらず 誰もが自然に健康になれる食環境づくり

 - (1)健康寿命の延伸に向けた食に関する情報の発信
 - (2)食生活改善をサポートする人材の育成
 - (3)食品関連事業者等と連携した食育の推進
- 3 市民運動としての食育の展開

 - (1)市民協働による食育運動展開
 - (2)食育支援団体のネットワーク整備
 - (3)新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進
- 4 持続可能な食を支える食育の推進

 - (1)生産者と消費者の交流促進
 - (2)地産地消の促進
 - (3)くまもとの食文化の伝承
 - (4)食の循環や環境を意識した食育の推進

③ 歯科保健基本計画（第4次）

- 1 ライフステージの特性に応じた 歯科口腔保健の推進

 - (1)歯科疾患の予防
 - (2)口腔機能の獲得・維持・向上
- 2 定期的に歯科検（健）診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進

 - (1)障がい児（者）
 - (2)要介護高齢者
 - (3)歯科検（健）診受診に向けた情報発信
- 3 誰もが等しく歯と口腔の健康づくりができる社会環境の整備

 - (1)多様な関係者（保健・医療・福祉・労働衛生・教育・食育等）との協働・協力の強化による総合的な歯と口腔の健康づくりに関する知識を有する人材の育成と支援
 - (2)災害時における歯科保健対策

6 推進体制（計画の進行管理等）

毎年、進捗状況の調査・分析・評価を実施し、健康くまもと21推進会議（食の安全安心・食育部会、歯科保健部会、がん部会）に報告し検証する。